

# 小松っ子育成支援特区

都道府県名：

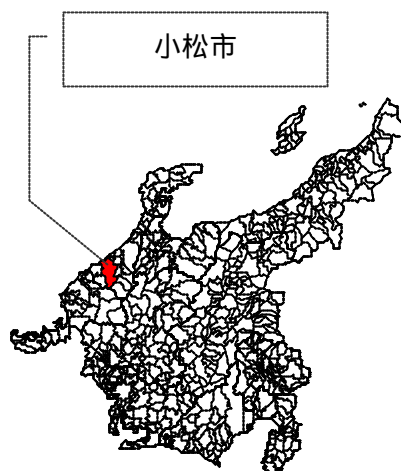
石川県

申請主体名：

小松市

区域の範囲：

小松市の全域



特区の概要：

少子化、都市化、核家族化などによる兄弟姉妹や遊び相手の減少、地域や家庭の教育力の低下といった状況下において、児童の社会性の涵養を図る場として保育所・幼稚園の持つ役割が大きくなってきている。しかし、幼稚園の入園は3歳の誕生日が経過した日からの入園となり、3歳未満児の独立学級の設置や専任教諭の配置を困難にしている。そこで満3歳に達する年度当初からの入園を認めることにより、3歳未満児の入園が促進され、十分な集団生活を体験できることで、子どもたちの望ましい成長を促す。

適用される規制  
の特例措置：

・三歳未満児の幼稚園入園の容認

